

第1号様式

平成 年 月 日

山形県知事 齋 藤 弘 殿

郵便番号 (- -)

住 所

申請者 ふりがな

氏 名

印

電話番号 (- - -)

認 定 申 請 書

山形県被災宅地危険度判定士認定制度要綱第3第2項の規定により、次のとおり
宅地危険度判定士としての認定を申請します。

生年月日	大・昭・平年月日			性別	男・女
資格要件 該当別 (いずれか1つに 0をつけること)	山形県被災宅地 危険度判定士 認定制度要綱 第2第3項第二号	イ	ロ	ハ 国又は地方公共団体等の職員(職員であつた者を含む。)で、國又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関する技術に關して3年以上の実務経験を有する	
連絡先	勤務先	名称 〒 - 所在地 電話番号 - -			
	緊急連絡先	名称 〒 - 所在地 電話番号 - -			
※ 受付証明欄					写真 (のりづけ)
(この欄は、記入しないでください。)					

添付書類

写真2枚、資格要件イに該当する場合…被災宅地危険度判定士資格要件申告書(第2号様式)

資格要件ロに該当する場合…被災宅地危険度判定士実務経験証明書(第3号様式)

資格要件ハに該当する場合…〃(第3号様式)、知事の認定書(原本)

(注) 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3cm、横2.5cmのカラー写真とし、1枚は本申請書に貼付し、残りの1枚は写真裏面に氏名及び撮影年月日を記載し、クリップ等でとめて添付すること。

「被災宅地危険度判定士資格要件申告書」（第2号様式）記入上の注意

- 1 この申告書は、「認定申請書」（第1号様式）の「資格要件該当別」の欄に第2第3項第二号イに該当すると記入された方（：イの欄に○をつけた方）のみ提出してください。
ロまたはハの欄に ○ をつけた方は、この申告書を提出する必要はありません。

2 各欄の記入手順

- (1) あなたの資格要件を裏面から一つ選択し、「該当する資格要件」欄に記入してください。なお、裏面の資格要件の二つ以上に該当する場合には、あなたが適當と考える資格要件を一つだけ選択し、記入してください。
- (2) 裏面のあなたが選択した「該当する資格要件」の欄内に、必要な添付書類が記載されています。この必要な添付書類は、資格要件ごとに異なりますので、注意してください。
- (3) 資格要件①から⑤に該当する方

「在学の期間を証明する書類」または「卒業証明書」には、それぞれ証明書の原本を添付してください。卒業証明書のコピーでは受付できません。

また、添付していただいた証明書で、資格要件として必要な学科・課程を修めていことが確認できない場合には、「履修科目証明書（またはこれに準ずる証明書）」の追加添付をお願いすることができます。（なお、初めから履修科目証明書を添付していただいても結構ですが、卒業年月日等が明らかでない場合には、改めて卒業証明書等の添付をお願いすることになります。）

(4) 資格要件⑦に該当する方

「技術士第二次試験合格証明書」は、必ず技術部門の別が記載されているものを添付してください。技術部門が記載されていない場合には、受付できません。

(5) 「被災宅地危険度判定士実務経験証明書（第3号様式）」は、証明が必要となる期間が資格要件ごとに異なりますので、それぞれに該当する欄に指定されている年数に注意してください。

(6) 「申請者氏名」は、必ずあなたの自筆で記入してください。なお、捺印は必要ありません。

第2号様式

届出者 住 所
氏 名

被災宅地危険度判定士資格要件申告書

山形県被災宅地危険度判定士認定制度要綱第2第3第二号に定める資格要件に、
下記のとおり該当することを必要書類を添え申告します。

記

該当する資格要件

裏面から該当する要件の記号を記入する。

平成 年 月 日

山形県知事 齋 藤 弘 殿

申告者氏名

(署名)

(第2号様式裏面)

該当する資格要件

該当するものいずれか1つの記号を表面□に記入し、指定された証明書を添付する。

- ① 大学院等在学経験者：宅造告示第1号、都計告示38該当

大学（短大を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術について一年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術について、一年以上の実務経験を有する者。

必要な添付書類…在学の期間を証明する書類（必要な場合において履修科目証明書を追加）

被災宅地危険度判定士実務経験証明書（第3号様式）

- ② 大学卒業者：宅造令第18条第1号、都計規則第19条第1号イ該当

大学（短大を除く。）又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術について二年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術について二年以上の実務経験を有する者。

必要な添付書類…卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加）

被災宅地危険度判定士実務経験証明書（第3号様式）

- ③ 3年課程の短期大学卒業者：宅造令第18条第2号、都計規則第19条第1号ロ該当

短大で正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程（夜間を除く。）を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術について三年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園の修業年限三年以上の課程（夜間を除く。）を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術について三年以上の実務経験を有する者。

必要な添付書類…卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加）

被災宅地危険度判定士実務経験証明書（第3号様式）

- ④ 短期大学、高等専門学校卒業者：宅造令第18条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当

前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術について四年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術について四年以上の実務経験を有する者。

必要な添付書類…卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加）

被災宅地危険度判定士実務経験証明書（第3号様式）

- ⑤ 高等学校卒業者：宅造令第18条第4号、都計規則第19条第1号ニ該当

高等学校又は旧中等学校において正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術について七年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術について七年以上の実務経験を有する者。

必要な添付書類…卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加）

被災宅地危険度判定士実務経験証明書（第3号様式）

- ⑥ 認定講習会修了者：宅造告示第4号、都計規則第19条第1号ト該当

土木又は建築の技術について十年以上の実務経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務経験を含む十年以上の都市計画、造園に関する実務経験を有する者で認定講習を修了した者。

必要な添付書類…認定講習会修了証の写し

被災宅地危険度判定士実務経験証明書（第3号様式）

指定の国家資格を有する者

- ⑦ 技術士：宅造告示第2号、都計規則第19条第1号ホ該当

技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格した後、宅地開発に関する技術について二年以上の実務経験を有する者。

必要な添付書類…技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書

被災宅地危険度判定士実務経験証明書（第3号様式）（技術部門を建設部門とする場合は不要）

- ⑧ 一級建築士：宅造告示第3号、都計規則第19条第1号ヘ該当

一級建築士の資格を有する者。

必要な添付書類…一級建築士免許証の写し

（注）この面で「宅造令」とあるのは「宅地造成等規制法施行令」を、「宅造告示」とあるのは「昭和37年3月29日付建設省告示第1005号」を、「都計規則」とあるのは「都市計画法施行規則」を、「都計告示38」とあるのは「昭和45年1月12日付建設省告示第38号」を表す。

書明驗証經務實定士判度險危地宅災被

下記の者は、土木、建築又は宅地開発等に於ける技術業務に関する経験を有する者で、下記のとおり実務の経験を有することを証明します。

平成 年 月 日

證明者 職名 氏名(自署) 印

四

「被災宅地危険度判定士実務経験証明書」記入上の注意

1 「認定申請書（第1号様式）」又は「被災宅地危険度判定士資格要件申告書（第2号様式）」で、「被災宅地危険度判定士実務経験証明書（第3号様式）」の添付が必要とされた方は、必ずこの様式に実務経験内容の証明を行い、提出してください。

この証明書の提出を必要としない方は、資格要件申告書の⑦「技術士」で技術部門を建設部門とする方及び⑧「一級建築士」である方のみとなります。

2 この証明書は、証明者が証明することのできる期間のみ一枚にまとめて記載することができます。証明者が異なる場合には、二枚以上に書き分けてください。また、このとき「証明期間」が重複している場合は、重複している期間については、いずれか一枚の証明しか有効となりませんのでご注意ください。

3 各欄の記入手順

(1) 証明文章中の「土木、建築又は宅地開発に関する技術」と「土木、建築又は宅地開発に係る業務」は、どちらかあなたが該当する方を一方だけ残し、他方を――で消してください。

なお、第2第3項第二号イ及びロに該当する方は「土木、建築又は宅地開発に関する技術」を残し、ハに該当する方は「土木、建築又は宅地開発に係る業務」を残してください。

(2) 証明年月日は、この証明書を記入し証明者が証明を行った日を記入してください。

(3) 「被証明者」となれるのは、あなたが、「職名」欄に記載した役職を管理すべき役職にある方です。例えば、「××部○○課」に所属していた期間の証明は、「○○課長」または「××部長」の証明が必要となります（当然ながら「部長」より上位の管理者でもかまいません）。

なお、証明者自筆の署名がある場合には、捺印の必要はなく、また、使用されている印が、証明者の役職の公印である場合には記名の必要はありません。

(4) 「証明者氏名」、「生年月日」の欄には、それぞれあなたの氏名、生年月日を記入してください。

(5) 「証明期間」欄には、「証明者」として記名した方が、あなたの実務経験について証明できる期間（あなたが、証明者の管理する部署に所属していた期間）を記入してください。

なお、証明期間は月単位で記入し、その初日が毎月2日以降である場合には、最初の月を算入せずに記入してください。

(6) 「所属・職名」欄には、証明期間内にあなたが就いていた役職の名称を具体的に（例えば「××部××課××係技術吏員」等）記入してください。

(7) 「主な経験の内容」欄には、「所属・職名」欄に記載した役職にいた期間中にあなたが行った具体的な業務の名称を、概ね2年毎に一つ以上記載してください。

(8) 「期間」欄には、「所属・職名」欄に記載した役職にあなたが就いていた期間を記入してください。

なお、期間は、「証明期間」欄と同様に月単位で記入し、その初日が毎月2日以降である場合には、最初の月を算入せずに記入してください。

(9) 「合計」欄には、「期間」欄に記入した期間の年月を合計し記入してください。

山形県被災宅地危険度判定士認定制度要綱

第1 目的

この要綱は、地震等により被害を受けた宅地による人的被害及び余震等による災害の拡大を未然に防止するための被災宅地危険度判定士の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において「被災宅地危険度判定」（以下「宅地危険度判定」という。）とは、余震等による被災宅地の崩壊等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、宅地危険度判定士の現地踏査により、宅地の被害の状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

- 2 この要綱において、「宅地危険度判定士」とは、知事の認定を受けボランティアとして宅地危険度判定を行う者をいう。
- 3 この要綱において、「宅地危険度判定講習」とは、宅地危険度判定の技術の修得を目的とした次の要件を満たす講習をいう。
 - 一 知事の行う講習若しくは知事の指定する講習。
 - 二 受講資格者は、次のいずれかであること。
 - イ 宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第18条各号又は都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第19条第1項イからトに該当する者
 - ロ 国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む。以下同じ。）で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
 - ハ 国又は地方公共団体等の職員で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、特に知事が認めた者
 - 三 内容は、次のとおりであること。
 - イ 総論
 - ロ 宅地危険度判定技術

第3 認定等

宅地危険度判定士は、県内に住所を有し、又は勤務する者で宅地危険度判定講習を修了したものの中から知事が認定するものとする。

- 2 前項の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、知事に申請するものとする。
 - 一 第2第3項第二号イに該当する者については、被災宅地危険度判定士資格要件申告書（第2号様式）及び各々の資格要件を証明する書類
 - 二 第2第3項第二号ロ又はハに該当する者については、被災宅地危険度判定士実務経験証明書（第3号様式）
 - 三 宅地危険度判定講習修了証の写し若しくは修了証明書
 - 四 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3.0cm、横2.5cmのカラー写真をいう。以下同じ。）
 - 五 その他知事が必要と認めた書類

- 3 知事は、前項の規定による申請があり、宅地危険度判定士として適格と認められるときは、認定台帳（第4号様式）に記載し、当該者に山形県被災宅地危険度判定士認定証を（第5号様式。以下「認定証」という。）を交付するものとする。
- 4 知事は、第1項の規定にかかわらず、他都道府県知事から宅地危険度判定士としての認定を受け、県内に住所を有し、又は勤務し、第2第3項第二号に該当する者を、宅地危険度判定士として認定することができる。
- 5 前項の規定による認定においては、第2項（第三号を除く。）及び第3項の規定を準用する。

第4 任 務

宅地危険度判定士は、地方公共団体等の依頼により宅地危険度判定を行うものとする。

- 2 宅地危険度判定士は、宅地危険度判定作業中においては常に認定証を携帯しなければならない。

第5 変更の届出

宅地危険度判定士は、第3第2項の規定により申請した内容に変更が生じた場合は、変更届（第6号様式）により知事に届け出なければならない。

なお、氏名に変更が生じたときは変更届に認定証を添えて認定書の書換えを受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があった場合は、認定台帳を修正するものとする。

第6 認定の更新

第3第1項の規定による認定は、5年毎にその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。

- 2 前項の認定の更新を受けようとする者は、有効期間の満了の90日前から30日前までに更新申請書（第7号様式）に認定証及び写真を添えて知事に申請するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による申請があった場合は、認定台帳に更新した旨の記載をするとともに、当該者に認定証を交付するものとする。

第7 認定証の再交付

宅地危険度判定士は、認定証を紛失し、汚損し、又破損した場合は、再交付申請書（第8号様式）に写真を添えて、知事に申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合は、当該宅地危険度判定士に認定証を再交付するものとする。
- 3 前項の規定により認定証の再交付を受けた宅地危険度判定士は、紛失した認定証を発見した場合は、速やかに当該認定証を知事に返納しなければならない。

第8 認定の辞退

宅地危険度判定士は、認定を辞退しようとする場合は、辞退届（第9号様式）に認定証を添えて知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があった場合は、認定台帳から抹消するものとする。

第9 認定の取消し等

知事は、宅地危険度判定士が不適格であると認めた場合は、認定を取り消し、又は認定の効力の停止を行うことができる。

2 前項の規定により認定の取消しを行った場合は、認定台帳から抹消し、その旨当該宅地危険度判定士に通知し、認定の効力の停止期間が満了するまでの間、認定証を預かるものとする。

3 知事は、宅地危険度判定士が他都道府県知事から宅地危険度判定士としての認定を受けた旨の通知があった場合は、認定台帳から抹消するものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、山形県被災宅地危険度判定士認定制度に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1. この要綱は、平成16年 3月30日から施行する。